

# 部 会 報 告

## 〈消費生活部会〉

☆一九九六年一〇月二八日

「新たな生協運動の挑戦／泉北生協」  
「食へのこだわり」から「地域」へ

和田千聲（泉北生協理事長）

一〇月二八日、消費生活部会は、和田千聲・泉北生協専務理事を招いて報告を受けた。以下、その中の興味深かった点を中心に概要を紹介する。

泉北生協は、泉北ニュータウンの住民を基礎に一九七一年、設立されたが、そのきっかけは、泉北ニュータウンでは、業者の協定が結ばれ新聞・牛乳・灯油など日用品が独占価格となっていたことへの対応からで、扱った商品も最初は牛乳と灯油だけでごく普通の商品であった。経営的には、赤字（借金を黒字へどうしていくかであった。一

九七四年の石油ショックに伴う欠品・値上りの影響をどう乗りこえるかで、一ヶ月先の予約注文制と週二回の宅配を月二回に切り換えざるを得なくなり、組合員は五千人から四千人へ激減した。

これをどう建て直すかで、「安全・産直」方針を一九七五年に打出し、みかん、野菜、卵、豚肉、米、リンゴ、大根、玉ネギなど次々に地元泉州地方の生産者に依頼し、「安全・良質・適正価格」と「契約生産・定期登録・全量消費」の関係を作っていった。しかし、消費に関しては、形や量の問題が常に起こり、その都度、組合員と話をしたり、週一回の野菜市を七カ所で開催するなどした。そして、単に安全な「モノ」に着目するだけでなく人と人との直接の結びつきを大切に心がけた。また「安全性」とは「①純度の高さ、②立場の健全性、③持続できる経済性」の総和であることも具体的に確認してきた。こうした取組みが時代の流れとも合致して、約七千人に至る組合員を

確保するに至った。そして、組合員による地区運営委員会や商品別の活動委員会(例 コメ委員会、タマゴ委員会)も誕生し、独自商品づくりと自主運営・自主管理の芽も生まれてきた。

一方、一九八二年に老朽化した生協本部建物の再建費一億五千万円を組合員からの出資金でカバーしようとした時に、千人の脱会者が出たが、三〇〇人を超す組合員拡大の実行委員会を作り、三ヶ月で一三〇〇人新規加入を実現したが、広域化し、大型生協(いずみ市民生協)との競合化とも相まって、これまでの共同購入の限界を乗り越えていく新たな発展の方向が求められてきた。

こうした中で一九八七年頃より、模索され始めたのが組合員による事業参画である。

最初は「ストックポイント」として、四つの店(仕入れ、販売など)と四つの配達(積み込み、運転、配達、集金など)の八つのストックポイントに一〇人の働く人が生まれた。最初は生協

も組合員も躊躇があった。これは生協が仕事のある部分を依頼したり、可能な応援（運営などのノウハウや一定の資金など）を行うが、組合員が独自に仕事を考え市場を作り、そして自主運営していくもので、仕事の量に応じて人のやりくりも自らで考え賃金調整も自らでしていくものである。実際上はパートタイマーの時給より高く、常勤の職員よりは安い賃金だが、自分たち（全て女性）の都合のつく時間で、自分たち自身で考え、作り、運営できる楽しさ（苦勞）に共感が集まっている。

一九九四年頃から、「ワーカーズ」も登場し、個人配達（ストックポイントが発展）六、惣菜・弁当、編集・出版一で九のワーカーズで、二五〇人を超えている。配達ワーカーズだけで一九九五年で年間一六億円を超え、泉北生協が払う委託料も一億円を超えた。したがって、泉北生協の運営にとってもワーカーズは不可欠な存在となっている。その他、有償のボランティア組織「ネットワークU」も福祉の分

野を中心に一〇年以上の活動を継続している。

これらを通して、生協の事業や活動は組合員としては「平等」だが、「できる人が、できる時に、できる所で、できる事を、できるだけ、やろう」という点で「均等ではない」と強く感じた。これからはワーカーズも含めた生協運動の可能性を考える前提として、第一にこれからの社会は国際化の中で「アジアの安い生産費」によって価格破壊が生じていること、第三次産業が大きくなること、高齢社会の中で「高齢失業者、税負担、介護負担」が増え、支える人・金が不足することに対し「地域」で支える仕組みづくりが大切になること、などがある。

第二に、生協運動が取り組んできた「食」「福祉」「環境」も結局は「人の関係」を重視することであること、生協の「できること」「応援できること」「できないこと」を明確にしていくこと、生協の価値は組合員にとつただけでなく（組合員も生協より）、地域の

員としての生活」が大きい）地域に役立つ生協であること。

こうしたことを前提に、生協として①産直→一次産業の復権→農場づくり、もう一つの市場づくり、②福祉ワーカーズづくり、特別養護老人ホームづくり、に新たに挑戦していきたい。

以上の報告を受けた後、質疑に入り、泉北の組合員の出資金やワーカーズの賃金からんだ税金などの問題、ワーカーズ自身の意識状況、生協とワーカーズとの関係、など率直な意見交換がされた。

#### △国際人権部会▽

☆一九九六年一〇月一八日

「インドネシアの発展と人権」  
アリフ・ブディマン（文筆家）

アリフ・ブディマンさんを講師に招き、一〇月一八日、第四回国際人権部会が開催された。テーマは「インドネシアの発展と人権」。同氏は、インドネ

シア大学で教育心理学を専攻、ハーバード大学で社会学の博士号を取得し、現在は、インドネシアの民主化運動の指導的存在として知られている。  
インドネシアの発展

一九六五年、インドネシアではスカルの最期の時期、六〇〇%のインフレがあったが、最近では、七%という安定した経済成長がスハルト政権下にはある。これを可能にした原因は、外国からの債務と七〇年代の石油の大幅な値上げである。この開発の結果、インドネシアは資本主義経済の中に統合されたが、その中でエリートと貧困層を作った。

貧困、軍事主義、権威主義、人権侵害  
インドネシアでは、一日二ドルが最低賃金であり、自由に労働組合を作ることもできない。官製の組合があるだけで、労働者を助けるより経営者を助けている。確かに経済的には成長した。しかし、その裏で権威主義的政府があり、貧困も生み出されている。多くの人が貧しくなり、自ら組織を作ること

ができない。貧しい人は犯罪に走る。

また、野党に動員される可能性もある。経済成長が、貧困、不満をもたらし、それを政府が弾圧している。今のような権威主義的資本主義の中では貧困の問題が、民主制度によってチェックされない。本当の民主主義を得るためには、民衆をエンパワーする必要がある。

インドネシアの軍事主義は、軍に二重の機能を持つとしている。防衛機能と政治への参加である。新秩序の中で、政治的安定が経済発展のために必要とされており、軍が安定を確保する役割をになうという考え方である。しかし軍は、本来権威主義的・非民主的である。政治でも軍が支配的なので軍的な方法で考える。政治の中で、「国の敵」「非常事態」という言葉が使われている。右翼⇨熱狂的なイスラム、左翼⇨共産主義、中間過激派⇨人権活動家、などという言葉すら存在している。労働者問題や東ティモール問題にしても、軍の思考方式が徹底している。

東ティモール問題

インドネシアは旧オランダ領が独立し作られた国家である。東ティモールはオランダ領ではなかったが、二七番目の州とされている。七六年に軍事侵略があり併合された。侵略されてからの二〇年間で人口の半が死亡したといわれている。ペロ、ホルタにノーベル平和賞が授与されたのは、彼らが国際的に認知されたという事であり、喜ばしい。東ティモール問題は、今の軍と大統領がいる限り解決できない。東ティモールの人びとに対しても、情報提供をすることにより住民の判断を得ることが出来る。個人的には住民投票を行うべきであると思うし、同時に住民投票の結果、東ティモールの人がインドネシアに入ることが望ましいと考えている。その結果、一緒に軍事政権と戦えるだろう。

移住労働者など新たな人権問題

インドネシアでは七〇年代の学生運動に対して、大学の改革が行われ、この制裁は厳しい影響を与え、一九八八年から学生がNGOの中で民衆と活動

するようになった。これらは、国際的なNGOとも協力し、継続的にNGOが運動を続ける。この流れの中で、九六年にPDI—民主党的の運動となるが、現在は、NGO、国際連帯が特徴である。人民のパワーもインドネシアでは強くなっている。下層の人びと、都市貧困層、開発の犠牲者が運動に参加している。中間層も反発しつつある。しかし、軍事主義や貧困を解決しようが、人権の問題は残るだろう。問題を解決していくためには、国際的なネットワークが重要で、インドネシアに対して強い影響力を持っている日本やアメリカが特に重要である。新しい課題としては、移住労働者の問題がある。地球的資本主義の中で、豊かな国と貧しい国が生まれている。資本主義は、自由経済をアピールする。しかし、資本に国境がなくれば、市場の力で平等になるというわけではない。これは偽善的な考え方である。自由市場を主張するアメリカだが、日本からの輸出が多くなるとアメリカは苦情を言う。

アメリカに対して、日本にもっと圧力をかけていただきたい。

#### 〔企業部会〕

☆一九九六年二月一日

「バリアフリーの商品開発の現状と課題」

川越俊信（E&Cプロジェクト関西会長）

はじめに

私の専門は視覚障害者の福祉である。その中で、特に情報の問題をテーマに活動している。経済の空洞化、高齢化、国際的な競争力などを考えると、情報、マルチメディアが今後、重要になってくるということは、通産省もいつている。ある程度、経済的に余裕がないと十分な福祉は行えない。そのようなことから、経済の動きには注目をしている。

これまでの流れ

簡単な世界的な流れをいうと、一九

七一年二月に「精神薄弱者の権利宣言」、七五年に「障害者の権利宣言」が行われた。そして、八一年に「国際障害者年」があった。このことが世界の中で社会福祉の一つの流れをつくった。

その一つは「障害ハインディキャップ」という考え方はなくなった。社会的に不利な状態を「ハインディキャップ」という。これが一九八〇年に国連で採択された最も重要な考え方であり、この考え方に基づいて障害者政策がある。

もう一つ重要なのは、身体障害者の自立と完全な社会参加と平等である。社会の構成員として、生産や社会に参加するということが同じく決められた。

一九八二年に「障害者に関する世界行動計画」が策定され、八三年から障害者に関する具体的な社会参加促進の世界行動をおこし、最終年の九二年には各国が報告するという一〇カ年行動計画が始まった。

日本は「国際障害者年」で大きな成果をあげた国であると考える。特に認識アピールにおいて効果があった。障害を補完することによって社会参加ができるという認識ができたといわれる。しかし、一・六%の障害者雇用率を達成できず、五〇%以上の企業は罰金を払っている。大手企業の多くは、第三セクター方式で特例子会社をつくっている。もっとも遅れているのは、マスコミである。

アメリカは、第二次大戦の人手不足のなかで障害者の社会参加が見直されていった。日本はこの間、速いテンポで国際性を高めている。非常に短い期間に障害者の雇用率も高めており、企業関係者の努力がうかがえると考えている。

#### 障害者福祉の現状

一九九二年までは、アピールの時代であった。その後、九三年からは障害者対策が基本的に変わっていく。まず、一九九〇年の高齢者福祉等の法律の一部改正が皮切りであった。「地方におい

て、きめ細かなサービスを行うための法律改正」というのが政府の言い分である。しかし実際には、地方に権限委譲とともに予算も移行され、福祉のあり方に地方格差ができた。そして、一九九三年二月に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正された。この法律では、地方に対する義務規定がされている。また、九三年から一〇カ年間の「新長期事業計画」が決められ、それをもとに国の行う具体的な事業を一九九五年に厚生省を中心に一九省庁が集まり「障害者プラン」として策定した。

#### 「障害者プラン」

このプランのキーワードの一つは「ノーマライゼーション」である。もう一つは「リハビリテーション」であ

る。けがや病気で身体の一部が機能不全になった「ディスアビリティ」の段階で、社会復帰訓練と補完対策をすることで「ハンディキャップ」を予防することである。この二つのキーワードをベースに七つの柱が具体的な事業計画としてプランニングされている。柱の一つめは、「地域で共に生活する」、二つめは「社会的自立を促進するために」、三つめは「バリアフリー」、四つめは「生活の質」、五つめは「安全な暮らしを確保するには」、六つめは「心のバリアを取り払うために」、七つめは「わが国にふさわしい国際協力、国際交流」、それぞれに細かな数値目標などが織り込まれている。

また、障害者が使う福祉用具の研究開発に助成金が得られる。これはハードだけでなくソフト、文化芸術活動、公園、ボランティアなどに対してさまざまな仕組みがある。

公的介護保険との関わりでは、第一号被保険者は六五歳以上の方で、第二号被保険者は四〇〜六四歳までで加齢

現象による疾病のみが対象となつてい  
る。身体障害者は対象と認められない。  
そこで障害者プランを充実させること  
で、バランスをとろうと考えている。

#### 障害者問題と情報

私たちは日常の中で、なにげなく接  
している人も含めて知らないことが多  
すぎる。その人たちも不安を抱えて悩  
みながら生活している。そういう人た  
ちが、情報を出したり、受け取ったり  
する分野が必要だと考える。

また、私たちは視覚障害、聴覚障害  
を情報障害であると考える。アメリカ  
では視覚障害者のための放送サービ  
スが充実している。日本では電波法の規  
制が厳しく、有線放送のシステムを使  
って八年前からスタートしている。現  
在はラジオだけが一九九七年一〇月  
からは衛星を使い、ケーブルテレビで  
放送をしていく。この放送は、障害者  
を補完する視点と社会へ認識アピール  
していく視点の二つがある。ジャンル  
としては障害者が一般の社会の情報  
を得ると同時に障害者の社会の報道番組

も必要である。これがJBSの仕事で  
ある。なみや国体での障害者競技を  
放送する予定である。

#### バリアフリーとは

テレホンカードに切れ込みが入って  
いる。これがあれば目を閉じていても  
間違ひなく差し込める。大事なポイン  
トは、切れ込みが入ったことで一般の  
人が使えないのではない。福祉機器で  
も一般の商品でもない共用品、共用サ  
ービスである。お年寄りや妊婦や障害  
者など何らかの形でスペシャルニース  
をもった方が、普通の商品をさりげな  
く使う配慮ということになる。

バリアフリーとは、①身体的な障害  
や機能の低下した人も健康な人もとも  
に使いやすい商品。②特定の人に向け  
られた専用品ではない。③いつでも、  
どこでも買ったり使ったりできる。④  
他の製品、サービスに比べて価格が高  
すぎない。⑤継続して製造販売もしく  
は提供できるもの。以上の五つが条件  
となる。

バリアには、①物理的なバリア②制

度的なバリア③文化・情報のバリア④  
心のバリア、がある。

バリアフリーの目的は、共生の社会  
をめざすということである。障害のあ  
る人も高齢者も共に参加できる地域社  
会をめざす。一方、企業のフィランソ  
ロピーも進んできている。今後ますます、  
いろいろな企業が社会責任や地域  
づくりを企業活動のかたわら考えてい  
くと思う。多くの企業やベンチャーピ  
ジネスマンは社会を明確に意識してい  
る。日本の企業のあり方は随分変わっ  
ていくだろうと期待している。

#### △法律部会▽

☆一九九六年二月二日

「部落差別事象の救済に関する法  
律」(案)

桜井健雄(弁護士)

一二月三日に閣議決定された「人権  
擁護施策推進法」(案)に関連して、国  
内の人権侵害救済に関する法律の試案

として、桜井健雄弁護士より二三条に  
わたる「部落差別事象の救済に関する  
法律」(案)が報告された。

法律(案)の基本的枠組みとして、  
第一に、実現性があり、かつ、人権侵  
害(不当労働行為)の救済に一定役立  
っている機能をもつ制度として、労働  
組合法に定められた労働委員会をモデ  
ルにしたこと、第二に、実現性と論点  
の整理の上で、部落差別に限定したこ  
と、がまず述べられた。

続いて逐条ごとに説明が加えられ、  
現在の労働委員会よりも機能強化した  
点と部落差別への救済ということでの  
工夫点が報告されたが、主な点は以下  
の通りである。①人権救済委員会は労  
働委員会のように中央労働委員会を置  
かず、都道府県だけとする(迅速な決  
定と不当労働行為と比べ部落差別の場  
合、個別ケースへの都道府県レベルの  
対応でいいのではという理由)、②「人  
権救済委員会の命令等」では時効を三  
年としたこと、命令に執行力を与える  
ため、命令の執行停止を裁判所に求め

それが決定されない限り、効力を生じ  
るとしたこと、③「不出頭に対する制  
裁」を設け、出頭命令に応じる義務と  
応じない場合申立人の資料と人権救済  
委員会の調査した資料で判断できると  
したこと、④「罰則」は、出頭命令に  
応じなかった者への罰金(一〇万円以  
下)、書類等の提出、検査に応じなかつ  
た者への罰金(一〇万円以下)、命令を  
守ろうとしない者へ履行勧告しそれに  
違反した者へは一年以下の禁固もしく  
は三〇万円以下の罰金としたこと、が  
主な点である。

部落問題との関連での工夫点は、①  
対象となる「差別事象」を定義づけた  
こと、②「申立権者」を差別を受けた  
個人だけでなく、当該個人の四親等内  
の親族、人権救済委員会が定めた基準  
を満たす差別解消をめざす団体にまで  
広げたこと、③直接の申立がなくても  
差別解消のための意見を公表できると  
したこと、などであった。

これらの報告に対し、①「差別事象」  
として身元調査、取引など主要な内容

が十分カバーされるように例示した方  
がいいのでは、②「申立権者」に団体  
を含めようとする際に団体がみださな  
いといけない一定の「基準」の内容の  
問題、③差別落書きのように、相手方  
が氏名不詳の場合、どうなるか、④命  
令の執行力を与える場合の、命令の範  
囲を、差別の認定、差別行為の禁止、  
謝罪などだけでなく、損害請求や地位  
確認(採用の確定や昇進など)まで広  
くとするのか、⑤アメリカの雇用平等委  
員会やカナダ人権委員会、イギリス人  
権平等委員会のような強力な権限をも  
って盛り込めないか、など多くの意見  
が出され活発な論議がされた。

これらの出された意見をふまえて、  
次の法律部会に二次案を出して再検討  
することとなった。また一九九三年よ  
り続いている岸和田差別はり紙事件の  
ような事件への法的措置・対応につい  
ても検討がいろいろと提起された。